

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 地域の企業と連携し、地域振興、文化向上に取り組めます。
- 業務のIT化による業務の効率化と紙の使用量削減による環境貢献に取り組めます。
- 積極的に専門知識の習得機会を設け、技術者の育成に努めます。
- 農地の拡張など事業における農業比率を高め、グリーン化に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②コスト負担

下請事業者に対して不当なコスト負担（型などの無償保管要請など）を行いません。

③下請代金などの支払条件

下請代金は現金（銀行口座への振り込み等）にて支払います。約束手形は利用しません。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益を会社の発展や地域貢献に繋げ、SDGs を目指します。
- 「ホワイト物流」の推進に貢献できるよう工夫と改善を進めます。
- 従業員が「購買基本方針」等に基づいて判断・行動できるよう、理念浸透に向けた教育を薦めます。
- 取引先との長期的な信頼関係の構築や取引改善ができるよう定期的にヒアリングを行います。
- 約束手形は今後も利用しません。

2023 年 4 月 1 日

イケダワイナリー株式会社

代表取締役社長 池田 秀俊

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）